

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第1項の規定により公表する。

令和7年3月11日

和歌山県知事 岸本 周平

1. 業務年度及び業務の名称

令和7年度御坊保健所庁舎清掃業務委託

2. 業務の内容

仕様書のとおり

3. 契約の相手方の決定方法

「和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針」に基づき、障害者総合支援法に基づく事業所・施設等で、日高振興局管内に所在地または住所があり当該清掃業務の受託を希望する者から見積書を提出させ最低価格であった者を相手方とする。

4. 仕様書の配布場所及び配布日時

（1）場所

御坊市湯川町財部859-2

和歌山県日高振興局健康福祉部総務福祉課

（2）期間

令和7年3月11日（水）から令和7年3月18日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

5. 説明会の開催日時及び場所

日時：令和7年3月13日（木）午前11時00分から

場所：日高総合庁舎 別館1F 入札室

6. 契約の相手方の決定日時

令和7年3月19日（金）午後5時

7. 契約の相手方の選定基準

上記3に規定する者で県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でない者。

8. 見積書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限
令和7年3月18日(火)午後5時
- (2) 提出場所
御坊市湯川町財部859-2
日高振興局健康福祉部総務福祉課
電話 0738-22-3481

9 その他

この公告による発注(契約の締結)は、当該発注(契約)に係る令和7年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該公告は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該公告を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

見積書提出における説明事項

1 見積方法

- (1) 参加者は、見積書に必要事項を記入の上、提出を行うこと。
- (2) 見積金額は、当該業務を遂行するための価格の総額とする。
なお、見積金額は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。
- (3) 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算して得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (4) 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。
- (5) 見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合その名称又は商号)、業務年度及び業務の名称を表示しなければならない。
- (6) 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でない証明書を見積書とともに提出すること。

2 見積書の無効

次に掲げる見積書は無効とする。

- (1) 選定基準に該当しない者が提出した見積書
- (2) 所定の時刻までに提出されなかった見積書
- (3) 参加者が2以上の見積書を提出した場合のそのいずれもの見積書
- (4) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積書

- (5) 記名押印を欠いた見積書
- (6) 金額を訂正した見積書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (8) その他条件に違反した見積書

3 落札者の決定の方法等

- (1) 提出された見積書記載金額のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者で、かつ、選定基準を満たす者を原則として落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、当該見積書を提出した者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該見積書を提出した者に、くじを引く場所及び日時を電話又は文書（ファクシミリを含む。）で通知する。

なお、当該見積書を提出した者で、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該調達事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

仕 様 書

1 事業年度 令和7年度

2 業務名称 御坊保健所庁舎清掃業務委託

3 業務履行の場所 御坊市湯川町財部859-2 御坊保健所庁舎

4 業務内容

- (1) 御坊保健所庁舎の廊下（玄関ホール含む）及び階段の除塵を1日1回行う。
（モップ拭きよる除塵及び汚れの目立つ部分はモップによる水拭きを行う。）
- (2) 御坊保健所庁舎玄関まわりの掃き掃除及び案内板（1階及び2階）の拭き掃除を1日1回行う。
- (3) 御坊保健所庁舎のトイレ・洗面所の清掃を1日1回行う。
 - ①床：全面拭き（モップブラシで水拭きを行う。）
 - ②便器：洗浄（ブラシで掃除しぞうきんで拭く。汚れがひどい場合は適正な洗剤を用いて洗浄しぞうきんで拭く。）
 - ③扉、壁、へだて（間仕切り）：部分拭き（壁は目の高さぐらいまで、ぞうきんで拭く。）
 - ④洗面台、水栓、鏡等：拭き（洗面ボールとその周辺及び鏡はぞうきんで拭く。）
 - ⑤汚物容器等：汚物収集（汚物入れ及びゴミ箱の内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。）
 - ⑥衛生消耗品：補充・交換（トイレットペーパー及び洗面所の液体石けんを補充する。）
- (4) 御坊保健所庁舎の指導室・測定室・処置室・母子診察室・成人診察室・湯沸室・和室・栄養室の除塵及び部分水拭きを毎週2回、使用していない日に行う。
（掃除機による除塵及び汚れの目立つ場合はモップによる水拭きを行う。）
- (5) 御坊保健所別館会議室棟の大会議室・中会議室・小会議室・玄関・廊下・トイレ・洗面所・給湯室の除塵及び部分水拭きを1月ごとに2回行う。（掃除機による除塵及び汚れの目立つ場合はモップによる水拭きを行う。）
- (6) 御坊保健所庁舎（1階・2階のテラス）及び別館会議室棟の外側窓ガラスの水洗い（水道水で洗い流し、ぞうきんで拭き取る）を月に2回行う。実施日は、天候に留意し、雨天時には実施しないこと。
- (7) 建物外（駐車場、駐輪場）の拾い掃きを1週に2回行う。（原則月曜日・木曜日に行う。ただし、休日・雨天等の場合は翌日に振り替えることとする。）
- (8) 敷地内の花壇の草引きを夏場を中心に1年に3回行う。日程については、事前に総務福祉課職員と調整すること。
- (9) 適宜、花壇の草花等に水やりを行う。
- (10) 上記業務を遂行する上で必要となる機材等は品質良好のもので有害であってはならない。また、それらの機材等（衛生消耗品は除く。）は受託者の負担で用意すること。ただし、施設に備え付けの清掃用具は使用することができる。
- (11) 衛生消耗品（トイレットペーパー、液体石けん、トイレ洗剤）は委託者が提供する。

- (12) 上記業務は9時から17時45分の間に遂行すること。
- (13) 臨時に新たな清掃が必要となった場合は、その旨を総務福祉課職員に報告し、指示を受けること。また、作業中に施設の破損、故障箇所、その他の異常を発見したときは、速やかに総務福祉課職員に報告すること。
- (14) 衛生消耗品等については、在庫の状況を把握し、不足する場合は事前に総務福祉課職員に報告すること。
- (15) 清掃業務により収集したごみは、分別の上、庁舎のごみ集積場所に搬出すること。

5 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
(8月15日及び和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く。)

6 報告等 毎日日報を作成し、総務福祉課職員の確認を得ること。

7 その他

- (1) 受託者は、業務実施に当たり事前に従事者の名簿を提出するものとする。また、業務遂行時には名札を着用すること。
- (2) 総務福祉課職員と十分連絡を取って業務を遂行すること。
- (3) 勤務状況不良、その他の理由により、従事者について総務福祉課が不相当と認める場合は、従事者等の変更について協議できるものとする。
- (4) 本業務の遂行において、適用を受ける関係法令等及び総務福祉課職員の指示を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- (5) 受託者は、従事者の労働安全衛生に関する労務管理について、関係法令に従って行うこと。
- (6) 本業務の遂行において、受託者の責めに帰する理由により、庁舎施設又は職員若しくは第三者に損害を与えた場合には、受託者においてその損害を賠償するものとする。
- (7) その他必要な事項については、両者協議の上定めるものとする。

見 積 書

見積金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(但し 消費税及び地方消費税を含まない)

ただし、令和7年度御坊保健所庁舎清掃業務委託に係る見積金として上記のとおり見積りします。

年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

和歌山県知事 様

- 注) 1. 記載する金額の数字はアラビア数字で表示すること。
2. 金額を訂正したものは無効とする。
3. 金額以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。